第１回室戸市統合中学校あり方検討委員会

日　時　令和６年５月３０日（木）　午後７時～午後８時３０分

場　所　室戸市役所２階　第１会議室

次　第

１．開会
２．市長あいさつ
３．委員自己紹介
４．委員長及び副委員長選出
５．議題
　⑴　保育所及び学校適正規模・適正配置検討の経過について

　⑵　統合中学校あり方検討委員会について

　⑶　統合中学校のめざす生徒像及び学校像に関することについて

　⑷　第２回検討委員会（施設整備に関することについて）の資料について

令和６年度　室戸市統合中学校あり方検討委員会　委員名簿

No.	委員氏名	役職	委員種別
1	小松　伸稔	元校長	学識経験者
2	小松　武志	校長会　代表（中学校）	学校関係者
3	萩野　慎人	校長会　代表（小学校）	学校関係者
4	谷渕　隆二	佐喜浜小中学校保護者代表	保護者
5	松尾　拓哉	佐喜浜小中学校保護者代表	保護者
6	中屋　康一郎	室戸小学校保護者代表	保護者
7	松吉　由季	室戸中学校保護者代表	保護者
8	北川　弘美	吉良川小中学校保護者代表	保護者
9	貝川　和嗣	吉良川小中学校保護者代表	保護者
10	黒岩　文弥	羽根小中学校保護者代表	保護者
11	中原　洋人	羽根小中学校保護者代表	保護者
12	上田　摩美	佐喜浜保育所保護者代表	保護者
13	中村　幸奨	むろと保育園保護者代表	保護者
14	杉本　優	大谷保育所保護者代表	保護者
15	作田　将基	元保育所保護者代表	保護者
16	勝田　真也	吉良川第一保育所保護者代表	保護者
17	岡田　茂	羽根昭和保育所保護者代表	保護者
18	西本　啓純	佐喜浜小中学校学校運営協議会代表	住民の代表者
19	井口　司	室戸中学校区学校運営協議会代表	住民の代表者
20	京田　ひとみ	吉良川小中学校学校学校運営協議会代表	住民の代表者
21	町田　幸寛	羽根小中学校学校運営協議会代表	住民の代表者
22	手島　泰	教育研究所長	行政関係者
23	石建　結香	私立保育所代表	行政関係者
24	森岡　美和	公立保育所代表	行政関係者

○室戸市統合中学校あり方検討委員会設置条例

令和６年３月２２日
条例第８号

（設置）

第１条　室戸市立中学校の統合を円滑に推進するとともに、統合後の室戸市立中学校（次条において「統合中学校」という。）のあり方について幅広い見地から検討するため、室戸市統合中学校あり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次の事項について調査及び検討を行い、その結果について市長に報告するものとする。

（１）　統合中学校の目指す子ども像及び学校像に関すること。
（２）　統合前の中学校の歴史、伝統及び文化の継承に関すること。
（３）　統合中学校における防災対策に関すること。
（４）　統合中学校の施設・整備に関すること。
（５）　統合に伴い配慮を要する事項に関すること。
（６）　その他統合中学校開校に当たり必要な事項

（組織）

第３条　委員会は、委員２５人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

（１）　学識経験者
（２）　学校関係者
（３）　保育所、小学校及び中学校の児童・生徒の保護者
（４）　住民の代表者
（５）　行政関係者
（６）　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、委嘱又は任命の日から第２条の規定による市長への報告が完了した日までとする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長各１人を置き、委員の互選によってこれを定める。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

２　会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見聴取等）

第７条　委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（守秘義務）

第８条　委員及び会議に出席した者は、会議において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第９条　委員会の庶務は、室戸市教育委員会事務局学校教育課において処理する。

（委任）

第１０条　この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　第３条の規定による委員の委嘱又は任命後最初に開かれる会議は、第６条第１項の規定にかかわらず、市長が招集する。

議題⑴　保育所及び学校適正規模・適正配置検討の経過について

１．経過

年月	内容
令和２年１１月	保育所及び学校適正規模・適正配置等検討委員会設置
令和４年１月	室戸市保育所及び学校適正規模・適正配置基本計画策定
令和４年５月～８月	地域説明会の実施
令和５年５月	室戸市保育所及び小中学校適正規模・適正配置実施計画（案）策定
令和５年７月～９月	地域説明会・意見交換会の実施
令和５年９月	パブリックコメントの実施
令和５年９月～１２月	教育委員会の協議等
令和６年１月	総合教育会議の開催
令和６年１月	室戸市保育所及び小中学校適正規模・適正配置実施計画策定

２．【室戸市保育所及び小中学校適正規模・適正配置実施計画】の目的

・急激な少子化・人口減少による児童生徒数の減少に伴う教育課題への対応
・南海トラフ地震から子どもたちの命を守る
・児童生徒にとって望ましい保育所・小中学校の在り方を実現する

３．保育所及び小中学校適正規模・適正配置の方向性

保育所	・当面の間、統合は行いません ・羽根昭和保育所は、中学校の統合後に羽根中学校の跡地に移転を検討します
小学校	・当面の間、元小学校を除き、統廃合は行いません ・元小学校は令和７年度から室戸小学校へ統合します ・羽根小学校は、中学校統合後に羽根中学校の跡地に高台移転します
中学校	・令和１０年４月１日から、羽根中学校、吉良川中学校、室戸中学校、佐喜浜中学校を統合して、新たな中学校として開校します

４．統合時点の中学校の状況

⑴　生徒数・教職員数の見込み（令和１０年度）

生徒数	１４４人	各学年２学級　１学級２０人～２８人
学級数	９	通常学級６　特別支援学級３
教員数 （校長含む）	１５人	教員１５人 （通常学級１１＋特別支援学級３＋統合加配１） ＊養護教諭１・事務職員１配置 ＊特別支援学級は障害種別の学級数に応じて加算

⑵　各中学校の学年別生徒数の見込み（令和１０年度）

学校名	１学年	２学年	３学年	計
佐 喜 浜 中 学 校	４	５	６	１５
室　戸　中　学　校	２８	３１	３３	９２
吉 良 川 中 学 校	６	３	９	１８
羽　根　中　学　校	４	６	９	１９
合　　計	４２	４５	５７	１４４

５．中学校統合に向けたスケジュール

年度	学校づくり	施設整備
令和６年度	統合中学校あり方 検討委員会開催	用地交渉・取得・登記 測量・地質調査・造成設計
令和７年度	開校準備委員会開催 児童生徒、教職員交流	造成工事・実施設計 実施設計終了後本体工事
令和８年度	開校準備委員会開催 児童生徒、教職員交流	本体工事
令和９年度	開校準備委員会開催 児童生徒、教職員交流	本体工事 本体工事終了後試運転調整
令和１０年度	統合中学校として開校	

議題⑵　統合中学校あり方検討委員会について

１．統合中学校あり方検討委員会の概要及び役割

⑴　概要

「室戸市統合中学校あり方検討委員会設置条例」Ｐ．２参照

⑵　役割

令和６年度末をめどに、統合中学校開校に伴う様々な課題について調査及び検討を行い、課題への対応策の大きな方向性を定め、その結果を市長に報告する。

⇩

令和７年度～９年度にかけて、新たに「開校準備委員会」を設置し、検討委員会の報告を基に、様々な課題について具体的な対応策を検討する。

２．スケジュールについて

【開催時間】１９：００～　【開催場所】市役所２階第１会議室

回	月	日	曜日	内容
第1回	5月	３０日	木	これまでの経過、今後のスケジュール めざす生徒像及び学校像に関することについて
第2回	6月	２７日	木	施設整備に関することについて （児童生徒・教職員の意見）
第3回	7月	２５日	木	施設整備に関することについて （児童生徒・教職員の意見）
第4回	8月	２９日	木	統合に伴い配慮を要する事項に関することについて （多様な課題を抱える児童生徒への支援）
第5回	9月	２６日	木	統合に伴い配慮を要する事項に関することについて （多様な課題を抱える児童生徒への支援）
第6回	１０月	３１日	木	統合に伴い配慮を要する事項に関することについて （防災対策、通学等に係る課題）
第7回	１１月	２８日	木	統合に伴い配慮を要する事項に関することについて （制服、校章、校歌、部活動等）
第8回	1月	３０日	木	統合前の中学校の歴史、伝統及び文化の継承に関することについて 統合後の地域への支援、学校跡地の活用について
第9回	2月	２７日	木	開校準備委員会で検討する内容について
第１０回	3月	１９日	水	検討委員会まとめ

※上記スケジュール及び内容につきましては、変更する場合があります。

議題⑶　めざす生徒像及び学校像に関することについて

１．第３期室戸市教育振興基本計画（令和３年度～令和７年度）（一部抜粋）

第４章　基本構想
１　基本理念

室戸市は、「ふるさとを愛し、心豊かでたくましく、生きる力を育む教育」を基本理念として、教育の振興を図ります。

保育、学校教育では、グローバル化や情報化など社会や経済が大きく変化する時代に生まれた子どもたちが、これからの時代を自立的に生きていくために、「確かな学力の定着」と「生きる力」を育む取組みを行います。

また、自他を大切に思う気持ちや、豊かな情操、規範意識の育成に取り組むとともに、自分の生まれたまちに愛着と誇りを持ち、たくましく未来を切り拓く力を育む教育を推進します。さらに、地域の子どもたちを地域全体で育てるため、学校、家庭、地域の連携を強化します。

２．室戸市保育所及び小中学校適正規模・適正配置実施計画（一部抜粋）

第３章　適正規模・適正配置に向けた基本的な考え方
１　目指す子ども像・学校像の考え方

室戸市教育振興基本計画の「ふるさとを愛し、心豊かでたくましく、生きる力」を育む教育を基本とし、児童生徒の「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育み、知・徳・体のバランスの取れた豊かな人間性を養うことができる学校を目指します。

統合校の具体的な目指す子ども像・学校像、教育課程などは、それぞれの学校の校長先生を中心に協議し、最終的に統合時の校長　先生が決定します。

３．室戸市内各中学校の状況

⑴教育目標

学校名	内容
佐喜浜中学校	ふるさとに誇りを持ち、未来を切り拓く力と人間力を備えた子どもの育成
室戸中学校	学びあい　支えあい　高まりあう　室戸中学校
吉良川中学校	自他を尊重する自律した学習者として、未来をたくましく生きる生徒の育成
羽根中学校	学ぶ意欲と自主性や主体性を身に付けた心豊かで逞しい人づくり

⑵めざす生徒像

学校名	内容
佐喜浜中学校	・目標に向かって、自ら学び行動する生徒 ・互いに思いやり、人権を尊重できる生徒 ・健康で豊かな心を持った生徒 ・コミュニケーション力を備えた生徒
室戸中学校	・向上心をもって学習に取り組むことができる生徒 ・思いやりがあり仲間を大切にできる生徒 ・たくましく生きるための健康や体力を備えた生徒 ・コミュニケーション力を備えた生徒
吉良川中学校	・自他を尊重する生徒 ・学習意欲が高く、自律した学習ができる生徒 ・失敗から学ぶ生徒 ・未来に必要な素養を身につける生徒
羽根中学校	・学ぶ意欲に満ちた生徒 ・仲間と問題を解決しようとする生徒 ・当事者意識を持って考える生徒 ・挫折をバネにできる生徒

⑶めざす学校像

学校名	内容
佐喜浜中学校	・生徒が主体的に生き生きと活動する学校 ・人権意識が高く、規律ある学校 ・保護者・地域と連携し、信頼される学校 ・教職員が向上心を持ち共に研鑽する学校
室戸中学校	1　地域の学校として、未来の室戸を担う人材を育成する。 ・室戸に残って継承し発展させる人材 ・広く活躍しながら、それぞれの立場や地域から室戸を支援する人材 2　生徒一人ひとりが、「志や希望」を実現できるための、人間力の基礎を培う ・「知・徳・体」の現状把握と充実 3　地域の学校として、保・小・高と連携し地域に活力を与える ・行事や部活動、授業等の連携実践 ・地域の人々が「学校へ行ってみようか」という気になる学校
吉良川中学校	・「自他を尊重する自律した学習者として、未来をたくましく生きる生徒を育成する学校」 ・生徒も教員も、自分を大切にし自分の気持ちや意見を表明できる学校 ・自分と同じくある他者の存在を尊重しようとする学校 ・生徒が明るく高い学習意欲を持つ学校 ・失敗を許容しチャレンジを促し成長を志向する文化のある学校 ・教員が生徒の学びを信じて見守り、支える学校 ・先生が自ら新しいことを学ぶ学校 ・私にとってのみならず我々にとっての利益を尊重する学校
羽根中学校	・社会に役立つ学びのある学校 ・自主性・主体性が育つ学校 ・柔軟な対応力が磨かれる学校 ・活力があり安心できる学校